株式会社 日本教育クリエイト 介護員職員初任者研修(通信)学則

株式会社 日本教育クリエイト 介護職員初任者研修(通信)学則

(開講の目的)

第1条

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、必要な知識、技術を有する介護員の養成を図ることとする。

(研修事業の名称)

第2条

研修事業の名称は次のとおりとする。

「三幸福祉カレッジ 介護職員初任者研修」

(実施場所等)

第3条

研修の実施場所等は次のとおりとする。

【三幸福祉カレッジ八戸教室】

₹039-1161

青森県八戸市河原木神才6-3 伊古書院西店

【三幸福祉カレッジ青森校】

₹030-0843

青森県青森市浜田3丁目1番1 ドリームタウンAli C棟2F

【三幸福祉カレッジ青森市八重田教室】

₹030-0912

青森県青森市八重田4丁目2-1 ラ・セラ東バイパスショッピングセンター2F

(実施形式)

第4条

研修の実施形式は通信制とする。

(研修期間)

第5条

研修期間は次のとおりとする。

- (1) 初回授業から8か月を研修期間とする。
- (2) やむをえず8か月で修了が困難な場合、「受講期間延長届」及び「延長理由書」

を提出し、1年6か月までの延長を認める。

(研修カリキュラム・日程表)

第6条

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは添付3号様式(1)「カリキュラム」添付3号様式(2)「日程表」のとおりとする。

(使用教材)

第7条

使用するテキストは、一般財団法人長寿社会開発センターが発行する「介護職員 初 任者研修テキスト」とする。

(講師の氏名)

第8条

研修を担当する講師は添付4号様式「講師一覧」のとおりとする。

(研修修了の認定方法)

第9条

(1) 出欠の確認方法

講義の開始前に呼名により出欠確認を行い、受講出席簿の押印をもって受 講証明とする。

(2) 成績の評定方法

研修については、(1) 自宅学習(ホームスタディ) \rightarrow (2) 通学講習 \rightarrow (3) 修了試験の流れで行う。一定の条件を満たす者については、修了証明書を発行する。各課程の修了条件は次のとおりとする。

※①、②を連動的に行うことにより学習効果を高める。

- ①自宅学習(ホームスタディ)における評価及び修了条件
 - ・すべての課題を提出していること。
 - ・すべての課題において7割以上の正解率であること。
- ②通学講習における評価及び修了条件
 - ・すべてのカリキュラムに出席していること。
 - ・介護技術においては、科目単位での総合習得度をA、B、Cの3段階で評価し、各評価結果がA、B(評価判定:合格)のいずれかであること。C(評価判定: 不合格)評価がある場合は、科目未修了扱いとし、該当する科目を再受講し、再度評価をする。
- (3) 修了認定の方法
 - ・上記①、②の課程をすべて終了した者を対象に、1時間程度の修了試験を実施する。
 - ・合格基準は7割以上とし、基準に達しない者は不合格とする。不合格の者は合格 基準に達するまで再試験を実施する。なお、修了試験の解答は公開せず、修了 試験受験者には書面にて合否を連絡する。

※修了試験の答案用紙並びに解答・解説は受講者に返却しない。

・不合格の場合は、他教室(県内)または次期クラスにて再試験を受けることとするが、受講会場の同期クラス、他会場または次期クラスにて再試験が受けられない場合は、個別に再試験を実施する。再試験にかかる再試験料は1回4,500円とする。

(開講時期)

第10条

【三幸福祉カレッジ青森教室】

令和7年度

第1回介護職員初任者研修5月生Qクラス 令和7年5月12日(月)~令和7年6月13日(金)

【三幸福祉カレッジ青森市八重田教室】

令和7年度

第2回介護職員初任者研修7月生Qクラス 令和7年7月7日(月)~令和7年8月8日(金) 第3回介護職員初任者研修9月生Qクラス 令和7年9月22日(月)~令和7年10月24日(金) 第4回介護職員初任者研修11月生Qクラス 令和7年11月10日(月)~令和7年12月12日(金) 第5回介護職員初任者研修1月生Qクラス 令和8年1月12日(月)~令和8年2月13日(金)

【三幸福祉カレッジ八戸教室】

令和7年度

第1回介護職員初任者研修4月生Qクラス 令和7年4月16日(水)~令和7年5月21日(水) 第2回介護職員初任者研修5月生Qクラス 令和7年5月26日(月)~令和7年6月27日(金) 第3回介護職員初任者研修7月生Qクラス 令和7年7月7日(月)~令和7年8月8日(金) 第4回介護職員初任者研修9月生Qクラス 令和7年9月8日(月)~令和7年10月10日(金) 第5回介護職員初任者研修1月生Qクラス 令和8年1月12日(月)~令和8年2月13日(金)

(受講対象者)

第11条

介護初任者研修における知識・技術を習得することを目的とする者。

(受講手続き・受講要領等)

第12条

(1) 募集時期及び方法

令和6年4月1日~各クラス通学講習開始一週間前までを募集期間とする。 一般の新聞・雑誌、当校のホームページ上などで行うものとする。

- (2) 受講申し込み及び受講者の決定方法
 - ①受講申込書を送付して頂く。(申込み方法:ホームページ、FAX、郵送)
 - ②申し込み者に対し、「教材」「受講証」「受講案内書」送付。受講料振込の 案内については受講案内書(書面)にて通知する。(8日以内に電話等で解約 の申出が合った場合は申込解除とし、キャンセルを適用する。)
 - ③受講料振込の確認をもって手続きを完了とする。
 - 10日以内受講料の振込が確認できなかった場合、受講キャンセルとして原則取り扱う。

※受講者の決定方法は先着順とする。

(受講料等)

第13条

研修参加費用は次のとおりとする。

(受講者一人当たり、単位:円)

	受	講	料	:	¥35, 376
介護職員初任者研修	教	材	費	:	¥7, 124
¥49,500 (税込)	修	了 証 -	一式	:	¥2,000
	消	耗 品	費	:	¥5,000

(本人確認の方法)

第14条

受講申込者が本人であることの確認のため(偽名での受講防止のため)「運転免許証」、「健康保険証」「住民票」等の提示を受講者に求め、原則講座初日に確認を行う。 ※提示書類の回収は行わず、確認のみ実施する。

講座初日に確認ができない場合は、次回に確認し、提示を拒んだ者に対しては受講取消しとし、受講料の返金に応じない。

(研修欠席者の扱い)

第15条

理由の如何に関わらず、講習開始時間から1分でも遅刻をした場合は欠席とする。講習を欠席した者は、他の開講時期の講座にて、同科目の振替受講を受ける事により、

科目履修を完了とする。但し、天変地異等の理由によるものは別途、日程を調整し補 講を行う。振替受講・特別補講に係る受講料は無料とする。

(研修の免除)

第16条

青森県介護職員初任者研修事業者指定要綱の定めるとおりとする。

(補講について)

第17条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他 教室(県内)または次期クラスにて同科目の振替受講を受けることにより、科目履修 完了とする。

また、受講会場の同期クラス、他会場または次期クラスにて同科目の振替受講ができない場合は、個別に補講を行い、補講を受けることにより科目履修完了とする。

補講に係る補講料は1時間3,000円とする。※振替の申し出は事前申し出を原則とする。

(受講の取消し)

第18条

次の各号の一に該当する者は、受講を取消すことができる。

- (1) 意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 学習研修の秩序を乱し、受講生としての本分に反した場合
- (3) 当社の認める受講料支払い規定に反する者
- (4) 当研修をとおして介護員としての資質に著しく欠ける者

(介護職員初任者研修実施にかかる留意事項)

第19条

研修事業に関る留意事項は次のとおりとする。

- (1) 毎年度、県に対し予め事業計画を提出するとともに事業終了後、速やかに事業実績報告書を提出する。
- (2) 研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢、本人確認有無等、必要事項を記載した「研修修了者名簿」を作成し、管理する。
- (3)事業の実施に当たっては、福祉人材センターとの十分な連携を図るものとし、また、 介護実習・普及センターについても活用を図る。
- (4) 指定時の申請内容に変更を加える場合には、県に対し、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を届け出る。ただし、次の事項に変更を加える場合にあっては、決定後速やかに変更申請書を提出し、事前に承認を受ける。
 - (ア) カリキュラム
 - (イ) 講義・実技の各科目を担当する講師
 - (ウ) 研修修了の認定方法
- (5) 事業を廃止する場合には、県に対し、遅延なく廃止の時期及び理由を記載した廃止

届出書を提出し、指定の取消を受ける。

(6) 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について十分留意する。

(苦情相談窓口)

第20条

苦情相談窓口は次のとおりとする。

(1) 法人の苦情相談窓口・役職・連絡先 株式会社 日本教育クリエイト 仙台支社 福祉事業部 部長 間野かよ子

TEL: 022-716-5667

(2) 事業所の苦情相談窓口・役職・連絡先 株式会社 日本教育クリエイト 仙台支社 福祉事業部 部長 間野かよ子

TEL: 022-716-5667

(附則)

第1条

この学則は令和7年5月1日から施行する。

- 注 1 「研修期間」は、研修(講義・演習・実習)の開始から終了までの期間を、年、 月、又は日を単位として記載すること。
- 2 「受講料」は、講習料、実習料、教材料など受講者が負担しなければならない 1人分の費用を記載すること。